

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	1-104
許認可等の種類	個人施行の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可			
根拠法令条例等・条項	土地区画整理法第13条第1項			
許認可等の概要	個人施行者は、事業を廃止し、又は事業の完了により終了しようとする場合には、その廃止又は終了について都道府県知事の認可を受けなければならない。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】土地区画整理法施行規則第2条第3項</p> <p>・土地区画整理法施行規則第2条第3項 個人施行の土地区画整理事業の廃止又は終了の認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 土地区画整理事業を廃止しなければならない理由を記載した書類又は土地区画整理事業の終了を明らかにする書類</p> <p>二 認可を申請しようとする者が、事業を廃止しようとする場合において、事業の施行のための借入金があるときは、その廃止について債権者の同意を得たことを証する書類</p> <p>三 事業計画に住宅先行建設区を定めている場合において、事業の終了についての認可を申請しようとするときは、住宅先行建設区への換地を指定された宅地についての住宅を建設すべきものとして指定された期間を経過したことを証する書類、又は住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められることを明らかにする書類</p>			
基準の制定根拠	-			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	未設定(処分の先例が僅少のため、具体の期間の設定が困難)			
期間の制定根拠	-			